

Ⅱ. 薬機法(旧薬事法)等の観点から、不適切な表現 ※主にスキンケアアイテム

◆青文字は置き換えの表現例です

①たるみ、シワ、フェイスライン等が変化することを連想させるもの

・ピンとしたハリを引き出す→ ハリを与える	・どの角度から見てもシャープ	・リフトアップケア
・顔立ちまですっきり→ 肌を引き締める	・顔立ちの印象まで変えてくれる	・たるみ、シワを防ぐ
・フェイスラインを引き締める→ 肌を引き締める	・フェイスライン、くっきり	・小ジワの悩みに
・メリハリのある顔立ち	・重力に負けられない	・顔ほっそり
・上向き計画	・エイジングケア成分配合	・老化を防ぐエイジングケア
・アンチエイジング		

- エイジングケアとは「年齢に応じたお手入れ」のことで、アンチエイジングの言い換えでは使えません。
また「シワ」「たるみ」などがなくなるかのような表現もできません。

②シミや肌色などの色変化を連想させるもの ※主に美白アイテム

・色ムラの目立たない均一肌に	・白さ実感	・美白が変われば、肌も変わる
・肌のトーンを明るく整え	・できてしまったシミ・ソバカスに	・結果が見えるホワイトニング
・くすみをリセット→ くすみ(汚れ)を拭き取る	・ニキビ跡の色素沈着を防ぐ	・シミ・ソバカスができてにくい肌に
・澄み切った素肌へ ・澄んだ夏肌へ	・一点の曇りもない肌を目指す	・輝く肌
・シミ・ソバカスへ働きかける	・理想の明るさを目指す	・美白ケアで透明感あふれる肌へ

- 美白有効成分が入ったアイテムで表現可能な表現は、「**メラニンの生成を抑え、シミ・ソバカスを防ぐ**」等の承認を受けた効果効能の範囲内でのみとなります。よって美白ケアによって「**肌が明るくなる**」「**透明感が出る**」「**肌が澄む**」といった表現はできません。
- 美白は「メラニンの生成を抑え、シミ・ソバカスを防ぐ」という効果効能の承認を受けた医薬部外品以外では表現できません。
また必ず商品スペックに〈医薬部外品〉の表記が必要です。
- 美白を表現する場合は、必ず「**メラニンの生成を抑え、シミ・ソバカスを防ぐ**」等の承認を受けた効果効能に対応した説明表現であるとばし文言が必要です。

③医薬品・医療行為を連想させるもの

・○○の香りで肌と心を癒す	・抗酸化から守る	・生まれたての肌(赤ちゃん肌)
・肌疲れに、今日の疲れに	・有効成分→有用成分	・ピーリング→ 拭き取り
・肌の修復機能に着目	・(乾燥)(くずれ)を改善	・天然成分で安心※安心がNG
・漢方成分配合	・自然治癒力	・アレルギーテスト済み※見出しで使うのはNG
・最新の美容医療に着目 ・最先端	・トラブルを回復、トラブルを修復	・100%無添加/100%ピュア → 無香料・無着色 程度にとどめる
・能力が弱まった肌を整える、肌を活性化する	・○○ドクターと協同開発	・皮膚を支える構造
・血流を促進 ・よどみを流す	・細胞レベルで～	・対処
・～をリセット(する)	・～処方	・髪を内側から修復
・肌をデトックス	・(エステ等の)マッサージ→ トリートメント	

④その他旧薬事法で認められている化粧品の効能の範囲を超えているもの

・肌のバリア機能を高める	・新陳代謝を促進する	・肌の源にアプローチ
・うるおいを保つ力をアップ→ うるおいを与える・保つ	・(スキンケアで)血色感を高める	・肌のコラーゲン状態に着目した
・うるおいの土台が底上げされる→ うるおいを与える	・肌を落ち着かせる	・肌へ浸透→ 肌(角層)へ浸透
・肌ストレスに強い肌に	・香りでリラックス	・リンクルケア
・ 紫外線とともに大気汚染もブロック(*1)	・肌の生まれ変わりをサポート	・あの頃のような肌
・タイムレスな肌	・～専用→ ～用 (例・目元専用→ 目元用)	・いきいき肌を取り戻す
・肌のリズムに着目	・ 外的要因から肌を守る(*2)	・(紫外線吸収剤フリー)で肌に優しい
・ピュアな	・安全 ・安心	・UVケア→ UVカットまたは紫外線防止

- *1 日焼け止め製品で「**大気汚染を防ぐ**」という効果効能を謳うものが発売されていますが、表現するための考え方は(1)をご覧ください。
- *2 「外的要因から肌を守る」という効果効能については、
その外的要因が「乾燥」「紫外線」「日焼け」など薬機法56項目の該当することを明記してください。
例)○○○UV(商品名)が、紫外線や乾燥などの外的要因から肌を守る

⑤必ず効果があるかのような保証表現

・あらゆる年齢サインにアプローチ	・救世主	・無類の～
・一日中うるおいをキープ	・万能～	・たった○分でうるおう ただちにうるおう
・最強スキンケア	・強力な	・たった○分で
・瞬時に～、即～	・最先端技術に基づく	・完璧な～、極上の～